

(2) ごみ収集車両等の構造

ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の外観は代表として、図 4.3-3及び図 4.3-4に示すとおりである。

車両は、積載したごみが飛散又は流出しない構造とする。



図 4.3-3 ごみ搬入車両の外観



図 4.3-4 資源・ごみ等搬出車両の外観

4.3.2.2 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、鉄、アルミ、不燃物、可燃物及び脱水汚泥がある。

鉄、アルミは資源として回収業者に搬出し、不燃物及び脱水汚泥は最終処分場で埋立処分、可燃物は清掃工場に搬出し、焼却する。

4.4 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

4.4.1 事業計画の策定

清掃一組は、平成12年4月の設立と同時に一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）を策定した。その後、平成18年1月、平成22年2月及び平成27年2月に一廃計画を改定している。

中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤードや粗大ごみ破碎処理施設の受入・搬出ヤードは、屋根はあるが壁で囲まれていないため、騒音等の環境対策が十分ではなく、今後の周辺環境の変化に適応することは困難な状況となっている。

次に、第二プラントは、廃プラスチックを多く含んだ大量の不燃ごみを全量破碎し減容化させることを目的に整備した施設である。そのため、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施により原則廃プラスチック類が搬入されない現在では状況が異なるため、選別精度をさらに向上させ、最終処分量を削減するには設備面で限界がある。粗大ごみ破碎処理施設は、23区内で唯一粗大ごみを処理する施設であり、昭和54年にしゅん工した施設のために建屋等の老朽化がみられる。

これら課題に対応するため、平成27年2月の一廃計画において、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する新たな施設を中防不燃ごみ処理センターの第一プラント跡地に整備することとした。

本事業は、この一廃計画に基づき、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備を実施するものである。

4.4.2 地域住民との取り組み

中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備事業を開始するにあたり、整備事業計画の策定に係る調査を実施し、平成30年7月に「整備事業計画素案」をとりまとめて地域住民に対する住民説明会を行い、平成30年9月に「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業計画」を策定した。

新施設は、基本コンセプトを「周辺環境に配慮し、循環型社会の形成に貢献する施設」とし、施設計画の方針として「効率的で安定したごみ処理」、「最終処分量の削減」、「環境保全への配慮」を掲げ、地域と共生する施設を目指していく。

5 環境影響評価の項目

5.1 選定した項目及びその理由

5.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 5-1に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 5-1に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスの7項目である。

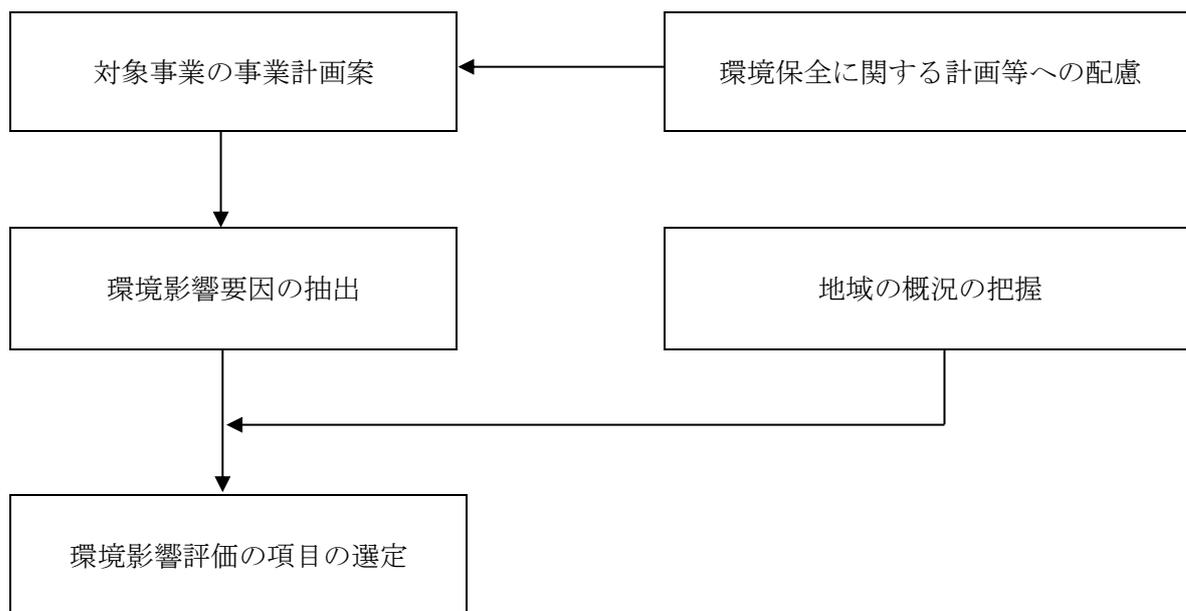


図 5-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 5-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

区分	環境影響評価の項目	大気汚染	悪臭	騒音・振動	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
	環境影響要因																	
工事の施行中	施設の建設等					○											○	
	建設機械の稼働	○		○														
	工事用車両の走行	○		○														
工事の完了後	施設が存在													○				
	施設の稼働		○	注2) ○													○	○
	ごみ収集車両等の走行	○		○														

注1) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

注2) 低周波音を含む。

6 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。

予測した事項の評価にあたっては、地域特性及び環境保全のための措置などを勘案した。

6.1 大気汚染

6.1.1 環境保全のための措置

6.1.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき、排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ・計画地の敷地境界等に高さ3m程度の仮囲いを設ける。

6.1.1.2 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・工事現場及び工事用道路には、必要に応じて散水及びシート等による養生を行い、粉じんの発生を防止する。
- ・工事用車両のタイヤに付着した泥・土の水洗いを行うための洗車設備等を出口付近に設置し、泥・土が周辺に出ないように配慮する。
- ・工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配備し、清掃に努める。
- ・工事用車両については、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車の使用、アイドリング・ストップの励行などを指導する。
- ・解体工事におけるアスベスト及び粉じんについては、関係法令等に準拠した措置を講じ、飛散を防止する。
- ・仕上工事の内外装塗装に当たっては、低VOC塗料を使用する。

(2) 工事の完了後

- ・施設内を走行するごみ収集車両等については、アイドリング・ストップを推奨し、また、ごみ収集車両を適切に誘導し、施設内及び周辺道路で渋滞しないよう努める。

6.1.2 評価の結果

6.1.2.1 工事の施行中

(1) 建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響

建設機械の稼働に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度の評価結果

項目	予測濃度		評価の指標 ^{注3)}
	年平均値	日平均値の 年間2%除外値又は 年間98%値	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.020 (寄与率 4.0%)	0.038	日平均値の2%除外値が 0.10以下
二酸化窒素 (ppm)	0.025 (寄与率 12.4%)	0.045	日平均値の年間98%値が 0.04から0.06までの ゾーン内又はそれ以下

注1) 予測濃度はバックグラウンド濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.019 (mg/m³)

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.022 (ppm)

注2) 予測濃度の日平均値は、浮遊粒子状物質については年間2%除外値、二酸化窒素については年間98%値を示す。

注3) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては、浮遊粒子状物質は「大気汚染に係る環境基準について」、二酸化窒素は「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく日平均値の環境基準を準用した。

ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測濃度の日平均値の年間2%除外値は0.038mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は4.0%である。

なお、工事の実施に際しては、排出ガス対策型建設機械を使用する等の環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

イ 二酸化窒素 (NO₂)

予測濃度の日平均値の年間98%値は0.045ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は12.4%である。

なお、工事の実施に際しては、排出ガス対策型建設機械を使用する等の環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

注) 2%除外値は、1年間に測定された欠測日を除く全ての日平均値を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて2%目までを除いた最大の日平均値である。2%除外値は、環境基準の長期的評価を行う二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)の3物質で用いられる。

年間98%値は、1年間に測定された欠測日を除く全ての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値である。

年間98%値は、環境基準の98%値評価を行う二酸化窒素(NO₂)及び微小粒子状物質(PM_{2.5})で用いられる。

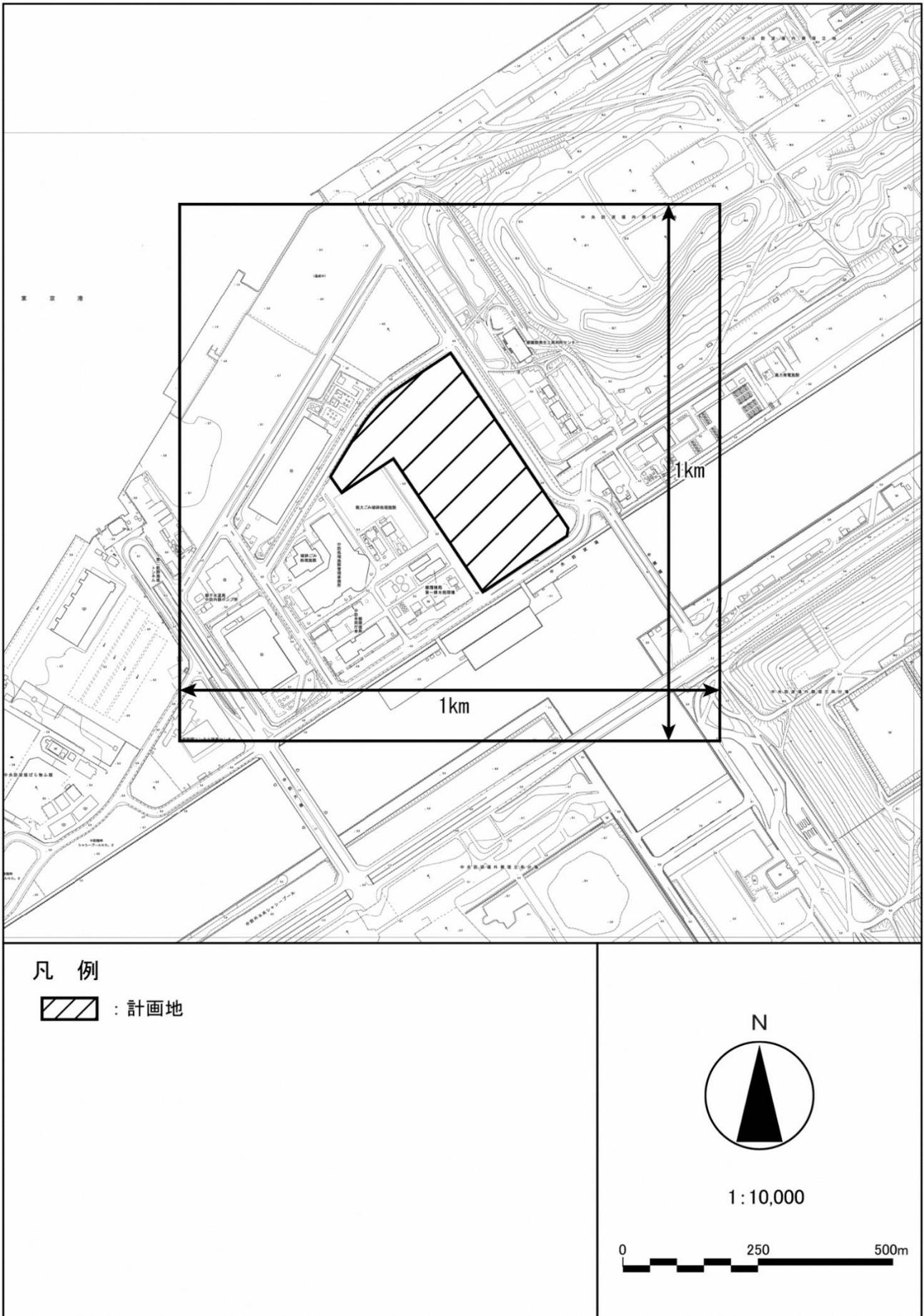


図 6.1-1 建設機械の稼働に伴う排出ガス予測地域

(2) 工事用車両の走行に伴う排出ガスによる影響

工事用車両の走行に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表 6.1-2 及び表 6.1-3 に示すとおりである。

ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測濃度の日平均値の2%除外値は道路端で0.047mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占める工事用車両影響濃度の寄与率は道路端で0.01%未満である。

したがって、予測濃度に占める工事用車両影響濃度の寄与率は小さく、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-2 浮遊粒子状物質の予測濃度の評価結果

単位：mg/m³

予測地点		予測濃度		評価の指標 ^{注3)}
		年平均値	日平均値の年間2%除外値	
①	青海三丁目交差点付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	日平均値の2%除外値が0.10以下
②	若洲公園付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	
③	動物愛護相談センター城南島出張所付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	
④	フェリーふ頭公園付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	

注1) 年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度、一般車両濃度及び工事用車両影響濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.019 (mg/m³)

注3) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては、「大気汚染に係る環境基準について」に基づく日平均値の環境基準を準用した。

イ 二酸化窒素 (NO₂)

予測濃度の日平均値の年間98%値は道路端で0.040ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占める工事用車両影響濃度の寄与率は道路端で0.02~0.04%である。

したがって、予測濃度に占める工事用車両影響濃度の寄与率は小さく、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-3 二酸化窒素の予測濃度の評価結果

単位：ppm

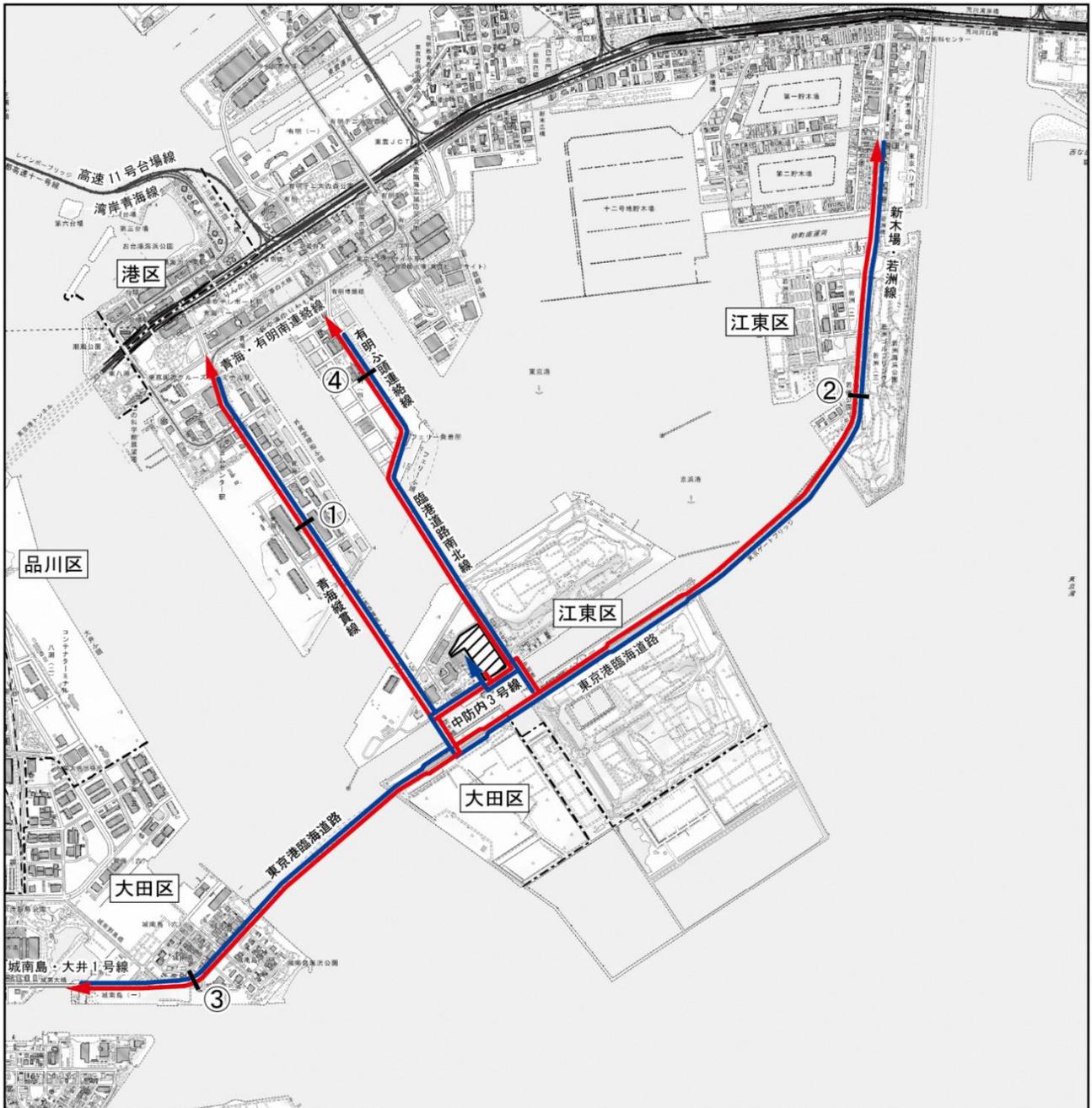
予測地点		予測濃度		評価の指標 ^{注3)}
		年平均値	日平均値の 年間98%値	
①	青海三丁目交差点付近	0.023 (寄与率0.02%)	0.040	日平均値の 年間98%値が 0.04から0.06 までのゾーン内 又はそれ以下
②	若洲公園付近	0.024 (寄与率0.03%)	0.040	
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	0.023 (寄与率0.03%)	0.040	
④	フェリーふ頭公園付近	0.024 (寄与率0.04%)	0.040	

注1)年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2)予測濃度はバックグラウンド濃度、一般車両濃度及び工事用車両影響濃度を含む。

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.022 (ppm)

注3)予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては、「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく日平均値の環境基準を準用した。



凡例

-  : 計画地
-  : 区界
-  : 工事用車両 入車方向
-  : 工事用車両 出車方向
-  : 予測地点
- ① 青海三丁目交差点付近
- ② 若洲公園付近
- ③ 動物愛護相談センター 城南島出張所付近
- ④ フェリーふ頭公園付近



1 : 50,000



図 6.1-2 工事用車両の走行に伴う排出ガス予測地域・予測地点

6.1.2.2 工事の完了後

(1) ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる影響

ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表 6.1-4 及び表 6.1-5 に示すとおりである。

ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測濃度の日平均値の2%除外値は道路端で0.047mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は道路端で0.01%未満である。

したがって、予測濃度に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は小さく、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-4 浮遊粒子状物質予測濃度の評価結果

単位：mg/m³

予測地点		予測濃度		評価の指標 ^{注3)}
		年平均値	日平均値の 年間2%除外値	
①	青海三丁目交差点付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	日平均値の 2%除外値が 0.10以下
②	若洲公園付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	
④	フェリーふ頭公園付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	

注1)年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2)予測濃度はバックグラウンド濃度、一般車両濃度及びごみ収集車両等影響濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.019 (mg/m³)

注3)予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては、「大気汚染に係る環境基準について」に基づく日平均値の環境基準を準用した。

イ 二酸化窒素 (NO₂)

予測濃度の日平均値の年間98%値は道路端で0.040ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は道路端で0.04～0.12%である。

したがって、予測濃度に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は小さく、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-5 二酸化窒素予測濃度の評価結果

単位：ppm

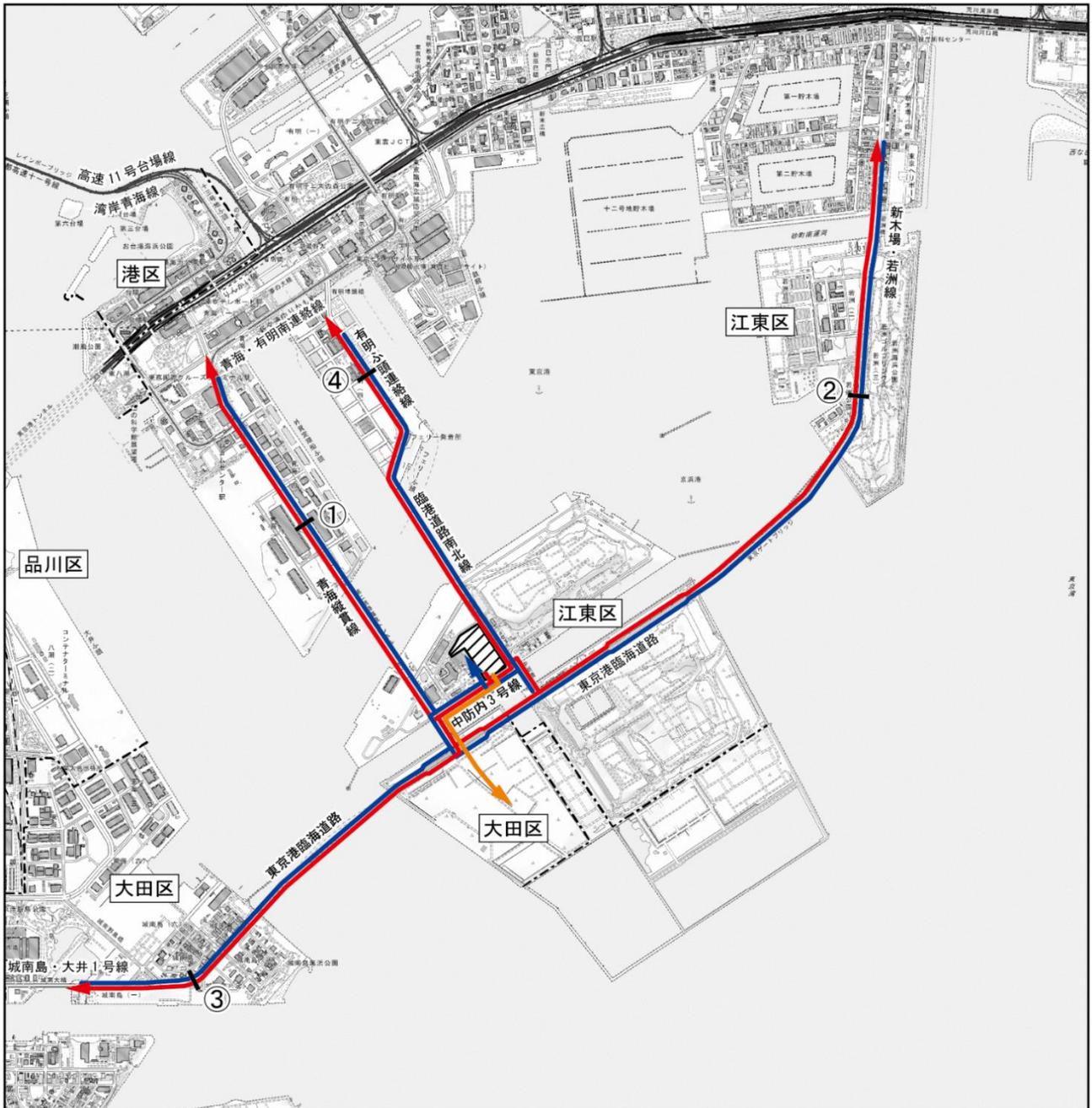
予測地点		予測濃度		評価の指標 ^{注3)}
		年平均値	日平均値の 年間98%値	
①	青海三丁目交差点付近	0.023 (寄与率0.04%)	0.040	日平均値の 年間98%値が 0.04から0.06 までのゾーン内 又はそれ以下
②	若洲公園付近	0.024 (寄与率0.12%)	0.040	
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	0.023 (寄与率0.04%)	0.040	
④	フェリーふ頭公園付近	0.024 (寄与率0.09%)	0.040	

注1)年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2)予測濃度はバックグラウンド濃度、一般車両濃度及びごみ収集車両等影響濃度を含む。

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.022 (ppm)

注3)予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては、「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく日平均値の環境基準を準用した。



凡 例

-  : 計画地
 -  : 区 界
 -  : ごみ収集車両等 入車方向
 -  : ごみ収集車両等 出車方向
 -  : 予測地点
- ① 青海三丁目交差点付近
 - ② 若洲公園付近
 - ③ 動物愛護相談センター 城南島出張所付近
 - ④ フェリーふ頭公園付近



1 : 50,000



図 6.1-3 ごみ収集車両の走行に伴う排出ガス予測地域・予測地点

6.2 悪臭

6.2.1 環境保全のための措置

6.2.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・新施設は新たに外壁を設け、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。
- ・受入ヤード出入口には自動扉及びエアカーテンを設け、受入ヤードを外気と遮断し、施設への車両進入・退出時の臭気の漏出防止対策を図る。
- ・プラント各所の臭気成分を含む空気は、集じん設備にて捕集された粉じんとともに処理されたのち、脱臭装置により脱臭を行う。
- ・構内道路は適宜洗浄する。



6.2.2 評価の結果

新施設の稼働時における敷地境界等の評価結果は表 6.2-1に示すとおりである。

予測結果は、臭気指数10未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（臭気指数10）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

なお、計画地を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる可能性がある。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定された場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。

表 6.2-1 敷地境界等の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	評価の指標 ^{注)}
敷地境界等	<10	10

注) 評価の指標は、悪臭防止法における臭気指数第1号規制基準を示し、第一種区域における敷地境界線での値である。